

富山市斎場再整備事業に関する事業変更契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和2年12月22日

富山市長 森 雅 志

1 公共施設等の名称

富山霊園富山市斎場

2 公共施設等の立地

富山市西番135番地

3 選定事業者の商号又は名称

富山市桜木町1番11号

株式会社あおぎの

代表取締役 篠原 靖幸

4 公共施設等の整備等の内容

設計業務

建設・工事監理業務

維持管理業務

運営業務

火葬業務

5 契約期間

平成31年3月14日から令和23年3月31日まで

6 契約金額

金7,386,391,725円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額541,079,225円）に事業契約約款に定める方法による金利変更、物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第7章 契約期間及び契約の終了

（事業者の責に帰すべき事由による本契約の終了）

第62条 市は、新斎場施設の市への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、本指定をせず若しくは取り消し、かつ、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

（1）事業者が平成31年（2019年）4月30日を経過したにもかかわらず、設計業務に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から市が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

（2）事業者の責めに帰すべき事由により、新斎場施設引渡予定日に、本契約に従って新斎場施設の引渡しが行なされないとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により新斎場施設引渡予定日が変更された場合は、この限りでない。

2 市は、新斎場施設の市への引渡し後に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、本指定をせず若しくは取り消し、かつ、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

（1）事業者の責めに帰すべき事由により、供用開始予定日までに新斎場施設を開業できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により供用開始予定日が変更された場合は、この限りでない。

（2）事業者の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事完了予定日までに解体撤去業務が完了できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により解体撤去工事完了予定日が変更された場合は、この限りでない。

（3）維持管理業務及び運營業務に対するモニタリングの結果、ペナルティ対象事象が認められ、別紙3に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間

経過後も改善がなされず、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(4) 事業者が提供するサービスが、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 市は、新斎場施設の市への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、本指定をせず又は取り消し、かつ、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。ただし、第1号については、書面による事業者に対する通知を行うことを要せず、同号に定める事項が生ずると同時に本契約の全部が当然に終了するものとする。

(1) 市が本指定を取り消したとき、その他理由の如何を問わず本指定の効力が失われたとき。

(2) 本施設が利用できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。

(3) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(4) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。

(5) 事業者が故意又は過失により、業務報告書等（月報）及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(6) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。

(7) 事業者が本契約に違反し、市が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されないとき。

(8) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(9) 次のいずれかに該当するとき。

ア 事業者の役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（その後の改正を含め、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

と認められるとき。

オ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 事業者の役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

キ 事業者が、請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、契約の相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

4 本契約が、前3項の規定により終了した場合は、市及び事業者は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、新斎場施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、市に対し、別紙5「サービスの対価の支払方法」に記載される施設整備業務及び解体撤去業務に係るサービス対価（サービス対価A～D）から割賦金利を控除した額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 市は、新斎場施設の出来形部分について、検査したうえで市が相当と認める金額により買い取ることができる権利又は事業者が事業者の費用及び責任で新斎場施設の出来形部分を速やかに撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(2) 当該解除が、新斎場施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、市に対し、維持管理業務及び運営業務の当該事業年度のサービス対価及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の12分の3に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超え

る場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 市は、施設整備業務及び解体撤去業務（解体撤去業務が完了しており、かつ、解体撤去業務に係るサービスの対価の支払が完了していない場合に限る。）のサービス対価に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦金利相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、本契約の解除までに事業者が実施した維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価のうち未払の金額相当額を第53条に定められた方法により支払うものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

（市の責に帰すべき事由による本契約の終了）

第63条 事業者は、市がサービス対価の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、市に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。この場合、事業者は、市に対して、本指定の取消しを求めることができ、市は、かかる求めに応じて、本指定を取り消すものとする。

2 市及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

（1）当該解除が、新斎場施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 市は、新斎場施設の出来形部分がある場合は、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、新斎場施設の出来形部分を買取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する買取代金のほか、当該買取代金によっては填補（てんぽ）され

ない市の不履行と相当な因果関係の範囲にある事業者の被った損害が存する場合においては、かかる損害から保険により填補(てんぼ)されるべき金額を控除した合理的な金額を事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(公益上の事由による契約終了)

第64条 市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、本指定をせず若しくは取り消し、かつ、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 市及び事業者は、本契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第65条 法令変更又は不可抗力により、また、その他の市及び事業者のいずれの責めに帰すことができない事由により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で市及び事業者との間の協議が整わないときは、市は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定により本契約の全部が終了する場合には、市及び事業者は、次の各号に掲げる本契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、新斎場施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 市は、新斎場施設の出来形部分がある場合には、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、新斎場施設の出来形部分を買取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払う

ことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

8 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第60条 本契約の有効期間は、本契約締結日から平成53年(2041年)3月31日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を延長するものとする。

(本契約終了時の取扱い)

第61条 事業者は、供用開始日以降に本契約が終了した場合、市がその後も継続して維持管理業務及び運営業務(解体撤去業務が完了していない場合には、同業務を含む。以下、本項において同じ。)を行うことができるように、維持管理業務及び運営業務に係る必要事項を市に説明し、事業者が使用した維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、維持管理業務及び運営業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

2 市及び事業者は、事業期間終了日の3年前から本契約終了時の業務に引き継ぎに必要な協議を行うものとする。

9 変更の理由

解体を予定している煙突からダイオキシン及びアスベストが検出されたことから、その除去に要する工事を追加するため変更するもの。